

月例研究会（2007年6月27日）

杉山元治郎の公職追放

—「農民運動の父」杉山元治郎の戦中・戦後

横関 至

「杉山元治郎の公職追放－『農民運動の父』杉山元治郎の戦中・戦後－」と題して報告をおこなった。その構成は、以下の通りである。「はじめに」、「1 公職追放についての杉山の弁明」、「2 検証1－人民戦線事件への対処」、「3 検証2－翼賛選挙における推薦候補での当選」、「4 検証3－護国同志会への参加」、「5 公職追放中の言動」、「6 公職追放解除後の行動」、「おわりに」。

まず、杉山の公職追放期間が1948年5月10日から1950年10月12日までであったことを明確にした。追放解除は、1950年10月13日に新聞発表となった。教職不適格者の指定は、1947年5月20日から1951年3月14日までであった。次に、杉山の追放解除願いや自伝、回想、伝記を検証した結果、杉山は全国農民組合内の粛清と解散を推進した人物であり、翼賛選挙では推薦候補として戦争遂行の公約を掲げて当選し、1945年3月には戦争遂行を主張する護国同志会の結成に参加した人物であったことが明らかとなった。これは、公職追放解除願いで杉山の自己規定－キリスト者であり農民運動指導者であり「民主的政治運動」を展開した人物である－と

は大きく異なるものであった。護国同志会への関与については、弁明書でも、のちの回想記でも、伝記においても、ほとんど書かれてこなかった。護国同志会は徹底抗戦を唱え、戦争終結の方向を模索していた鈴木内閣を倒閣せんとする行動をおこしていた。同会は、岸信介を中心とする「岸新党」として警戒されていた勢力であり、杉山の弁明書がいうような「単なる院内交渉団体」ではなかった。杉山は、こうした勢力の一員であったことを伏せたまま追放解除の弁明を行い、自己の戦時下の言動に政治責任を認めようとしなかった。杉山は戦時下の政治責任が問われて然るべき人物であったが、戦後の自己認識としてはその点の自覚が弱かった。今後の検討課題としては、護国同志会に参加した三宅正一・川俣清音・前川正一ら旧社会大衆党議員の公職追放との関わり、水平運動指導者であった松本治一郎の事例との対比という事柄を提示した。

質疑においては、「虚像と実像」という切り口からの分析の必要性が指摘され、また公職追放論一般に流れるのではなく杉山論として展開すべきであるとの提言があった。さらには、狭い視野からの分析に終始した断罪論になっているが、全体的把握が必要ではないかとの批判が寄せられた。また、社会民主主義とは何かを再検討する必要性について、参加者相互で意見の応酬があった。

いずれも貴重な指摘であり、この論議を踏まえて論文としてまとめていくこととしたい。

（よこせき・いたる 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員）